令和８年６月変更の体制届の提出に係るＱ＆Ａ

Ｑ１．体制届の提出が必要な事業所は、どのような事業所ですか

Ａ．以下の事業所です。

・５月末時点で処遇改善加算Ⅰを算定しており、**６月１日から加算Ⅰロに変更する場合**

・５月末時点で処遇改善加算Ⅱを算定しており、**６月１日から加算Ⅱロに変更する場合**

・（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハ・居宅介護支援・介護予防支援の事業所で、**６月１日から処遇改善加算を算定する場合**

・６月１日付で加算Ⅰ～Ⅳ間の変更を行う場合

例：５月末時点で加算Ⅲを算定しており、６月１日から加算Ⅱイを算定する場合

Ｑ２．５月と６月で、処遇改善加算の区分が変わらない場合、体制届の提出は必要ですか。

Ａ．不要です。

また、５月末時点で処遇改善加算Ⅰを算定しており、**６月１日から加算Ⅰイを算定する場合**

５月末時点で処遇改善加算Ⅱを算定しており、**６月１日から加算Ⅱイを算定する場合**

についても、体制届の提出は不要です。

Ｑ３．すでに６月分の体制届を提出していますが、再提出は必要ですか。

Ａ．再提出が必要です。

旧様式では加算の区別がつかない場合があるため、新様式で再度ご提出ください。

※５月１日以降に新様式で提出をした場合、再提出は不要です。

Ｑ４．処遇改善加算と同時に、他の加算の変更も一緒に届出できますか。

Ａ．できません。

処遇改善加算の届出フォームで提出した**他の加算（科学的介護推進体制加算等）については、同時提出であっても無効**となります。

処遇改善加算以外の加算変更は、通常の提出期限を遵守のうえ、通常の届出フォーム（https://logoform.jp/form/hrtq/1279994）からご提出ください。

Ｑ５．提出期限を過ぎた場合、どうなりますか。

Ａ．令和８年６月１日からの算定ができません。

処遇改善加算の受付フォームは、令和８年６月 15 日（月）の 23 時 59 分に閉鎖するため、提出期限を過ぎた場合、通常の届出フォームから体制届を提出する必要があります。

通常の届出フォームにおいては、体制届の受付延長は行っておりませんので、

必ず期限内に、指定のフォームからご提出ください。

Ｑ６．体制状況一覧表の旧様式で提出した場合、どうなりますか。

Ａ．令和８年６月１日からの算定ができない場合があります。

旧様式の場合、一部加算を判別できないため、届出が無効とみなされる場合があります。

必ず新様式にて、届出をご提出ください。

Q７．体制状況一覧表はどのリンクを開けばよいですか。

A．以下のリンクから該当するサービスを選択し、提出してください。

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/taisetodoke.html

様式・提出書類について＞居宅サービス・地域密着型サービス・総合事業

とリンク先が分かれています。該当するサービスをご確認ください。
なお、居宅サービスと地域密着型サービスについては、
サービスごとに分けて掲載しておりますので、ご参考ください。

Q８．同事業所の体制届を複数提出する必要がありますか。

A．不要です。（総合事業と他のサービスを一体的に実施している場合を除く。）

居宅サービス等と介護予防サービスの場合、同じ届出で提出できます。
居宅サービス等と総合事業の場合、それぞれの届出の提出が必要です。

Q９．複数の体制届をまとめて提出したい場合、どうすればよいですか。

A．Zip ファイルにまとめてご提出ください。

Q１０．通常のフォームから処遇改善加算以外の届出を提出しました。再提出が必要ですか。

A．不要です。

ただし、サービス担当から差し替えの提出を依頼する場合があります。
依頼があった際は、差し替えをご提出ください。

Q１１．誤った内容の体制状況一覧表を提出してしまいました。どうすればよいですか。

A．修正した届出を再度ご提出ください。

各サービス担当が確認のうえ、後に提出した届出で確認を行います。
また、処遇改善加算計画書の内容とも突合を行います。